

議案第90号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年5月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

議決事項の一部変更について（全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について）

(別紙)

専決第16号

専決処分書

次の件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成24年3月30日

さいたま市長 清水 勇 人

議決事項の一部変更について(全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について)

平成24年2月議会において議決を得た全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について(議案第69号)下記のとおり変更する。

記

別紙附則中「この規約は、平成24年4月1日から施行する。」を

- 「1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約(以下「変更後の規約」という。)第8条第1項の規定により、平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。」

に変更する。